

『時間外選定療養費について』

公立世羅中央病院 院長 末廣 眞一

近年いわゆる「コンビニ受診」と呼ばれる軽症者の時間外受診が増加し、社会問題となっております。若

い人を中心に「仕事で時間内に受診できない」「時間外ならすいているから」などの理由で気軽に救急外来を受診する傾向が全国的に見られます。こうした行為が諸外国には見られない素晴らしい日本の医療体制を崩壊に向かわせている一つの要因であることを認識していただきたいと常々考えておりました。そこで当院では「緊急性を要しない（いわゆる軽症の）患者さんの時間外受診」に對しては、平成25年7月1日より時間外選定療養費を徴収することとしました。重症患者さんへの診療の妨げにならないよう、また救急当直勤務による当院常勤医師の負担を軽減する目的で、やむを得ない処置とな

りますので、皆様のご理解をお願い致します。

当院は広島県東部の中山間地域で医師不足にもかかわらず、これまで時間外救急患者さんの診療を積極的に行ってきました。最近では周囲の公立病院が時間外の診療を控えるようになり、ますますその需要が増大しております。当院では常勤医師がその日の救急当直勤務を行っており、翌日も通常勤務が控えております。過重労働が翌日の診療の妨げにならないよう、軽症患者さんには時間外受診を控えていただくようお願いいたします。軽症患者さんの時間外療養にかかる費用は保険診療対象外となっていて、自己負担とさせていただきます。平成18年改訂の健康保険法でも認められております。地域医療、救急医療の崩壊を

防ぐため、時間外選定療養費の徴収は都市部の救急病院を中心に広がっております。

このため、時間外に受診された患者さんのうち次の項目に該当しない、いわゆる軽症患者さんに「時間外選定療養費」として平成25年7月1日より保険診療分とは別に3150円（税込）を徴収いたします。これも当院の一般および救急診療をこれからも維持するための対策ですので、地域の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

○時間外選定療養費の対象外となる場合

- ①入院となった方
- ②他院から緊急で紹介された方
- ③緊急治療が必要な外傷のある方

- ④点滴等を必要とする急性発作のある方
- ⑤医師から来院指示のある方

○対象となる時間帯

平日：17時15分～翌日8時30分
土、日、祝日：終日

なお、一般の住民の方々には、いざ、いろいろな症状が出たときに、果たしてこのまま様子を見てよいものかどうかの判断が付きかねることもあると思われる。そこで、この公立世羅中央病院だよりに、症状別に逐次情報を掲載していきたいと考えておりますので、ご協力のほどをお願いいたします。

